

熊本城への寄附におけるオンライン決済取扱業務 基本仕様書

1 業務名

熊本城への寄附におけるオンライン決済取扱業務

2 業務概要

熊本城の寄附制度である「復興城主」及び熊本城災害復旧支援金において、寄附者の利便性向上及び寄附金増加のため、日本国内外の寄附希望者が、オンライン決済で寄附金納入ができる仕組みを確保するもの。

3 履行場所

熊本市が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和9年(2027 年)3月31日まで

5 委託金額の上限及び支払方法

寄附募集ページの構築及びシステム運用・保守費用として年間 320,000 円以内(消費税及び地方消費税相当額を含む。)かつ決済ごとに係る手数料として1件当たり決済額の8%(消費税及び地方消費税相当額を含む。)(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

※上記金額には、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含む。(追加費用の請求は不可)

※支払いは、業務終了後、受託者の請求に基づき30日以内に行う。

※一部、月額利用料等に関しては、本市が月に定められた業務の完了を確認した後に、受託者の請求に基づき30日以内に支払う。

※消費税率について改定があった場合は、改定後の消費税率に応じて支払う。

※寄附の種類

- ・復興城主
- ・熊本城災害復旧支援金

6 業務内容

(1)日本語・英語での WEB 上の寄附金決済ページを制作及び維持管理

①日本語・英語で、復興城主及び熊本城災害復旧支援金の制度説明を記載するとともに、年に一回、復旧状況の現状を説明する内容を掲載すること。

②キャッシュレスによる寄附金支払のページを作成し、クレジットカード等のキャッシュレス決済で WEBでの入金が可能な仕組みを構築する。復興城主もしくは熊本城災害復旧支援金への寄附を選択できるようにし、寄附に必要な情報を入力した後にキャッシュレス決済における決済ブランドを選択し支払い完了となるようなページとすること。なお、その際は IPA が示す「安全なウェブサイト

の作り方」に留意しページを作成すること。

③熊本城有料エリア内等で二次元コード等を読み込み、必要事項を入力すれば、気軽に寄附ができるようなWEBページの構成とすること。

(2) キャッシュレス決済方法の環境整備

①寄附金対応のキャッシュレス決済事業者を選定し、寄附専用WEBページにおいて連動した内容に構成すること。

②EU 圏を除く国外からの寄附において、各国の個人情報保護に関する法律に対応可能な仕組みを構築すること。

(3) 上記システムにおける運用・保守業務

①本業務の受託者は、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定納付受託者の要件を満たすものであること。

②使用できるクレジットカードのブランドはVISA、MasterCard、JCB、アメリカン・エクスプレス、ダイナースクラブを必須とする。なお、寄附金の代理受納を行う者が加盟又は提供する国際ブランドマークが付された寄附金の代理受納を行う者以外の者が発行するクレジットカードの取り扱いも可能であること。

③ その他、二次元コード決済である PayPay など寄附者の利便性向上に資する入金方法に対応するよう努めること。

④取り扱う支払い回数は一括払いとすること。

⑤受付サイトで受け付けた寄附金を本市に代わって収納し、本市に払い込む業務については、支払い方法の種類等を問わず毎月一定日を締切日とし、締切日後 1 箇月以内に、あらかじめ本市が指定する口座へ振り込むこと。決済額全額を振り込んだ後、受託者が負担した手数料相当額を別途請求するもの。(入金日が、金融機関休業日の場合については、別途協議を行う。)

⑥クレジットカード等納付による寄附金を委託者へ支払う際の手数料は委託金額に含むもの。

⑦寄附金の代理受納を行う者は、代理納付に関する金銭をその他の金銭と区別して整理し、その保全のために必要な措置を講じること。

⑧寄附金を募集するページの構築について、寄附申込みの案内や返礼品の情報を WEB ページに掲載し、WEB ページから直接寄附の申込み、銀行振込及びクレジットカード決済の手続を履践できる仕組みを構築すること。また、WEB ページ内において寄附金の支払方法を分かりやすく説明すること。

⑨WEB サイト上で、本市が寄附金の受け入れ状況を随時確認できるようにすること。

⑩WEB ページの作成及び寄附者情報の取得等、本市担当者が編集管理作業を行える体制を取る。

⑪寄附者情報の提供について、寄附者から取得した個人情報を含むデータを安全かつ効率的に管理できるシステムを実装し、システムのセキュリティについては、本市の個人情報保護及び情報セキュリティ対策の基準を順守すること。

⑫寄附者情報について、データベースは CSV 形式又はそれに準ずる形式にてデータでダウンロードできるようにすること。

⑬寄附申込時に取得する個人情報等は次のものを想定する。

氏名(城主名)、企業名、よみがな、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、寄附金額、決済方法、税控除申請の意思、その他

(4) サービスレベル合意書の提出

委託者と受託者が協議(合意)のうえ、受託者は委託者に対しサービスレベル合意書を提出すること。

サービスレベルの必須項目

ア サービス中断時の復旧要件

イ 稼働率、目標復旧時間、目標復旧ポイント、バックアップの保管方法などの可用性に関する事項

ウ 情報セキュリティインシデントへの対処方法(責任分担や連絡方法の取り決め)

エ 脅威に対するクラウドサービス提供者の情報セキュリティ対策(なりすまし、情報漏えい、情報の改ざん、否認防止、権限昇格への対応、サービス拒否・停止等)の実施状況やその他の契約の履行状況の確認方法

オ 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

カ クラウドサービス提供者による利用規約、各種設定が変更された場合の変更内容の確認方法や連絡方法

7 業務スケジュール(案)

※スケジュールについては状況に応じ適宜修正するものとする。

		R8.11月	R8.12月	R9.1月	R9.2月	R9.3月
1	決済システム・WEBページ構築					
2	運用開始					
3	保守業務					

8 個人情報の保護及び情報セキュリティ

(1) 業務従事者は、いかなる理由があっても業務上知り得た情報を他人に開示または漏えいしてはならない。従事者の職を退いた後も同様とする。

(2) 従事者は、業務上知り得た情報及び端末機等を業務遂行以外の目的に使用してはならない。

※個人情報の保護に関する法律(第176条)の適用を受ける。

(3) 受託者及び従事者は、個人情報の保護及び情報セキュリティを保持するため、熊本市情報セキュリティポリシー(基本方針及び対策基準)、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令を遵守しなければならない。

(4) 委託者が提供する業務処理マニュアル等は、受託者の責任において管理し、目的外利用、無断での複写、複製及び第三者への提供をしてはならない。契約終了後は委託者に返納、または廃棄しなければならない。

(5)受託者は、従事者に対して事前及び定期的に、個人情報の保護に関する研修を行わなければならない。

(6)受託者は、委託業務の履行に関する個人情報の保護等については、退職した従事者についても責任を負わなければならない。

(7)受託者は、委託者の許可を受けた場合を除き、従事者に履行場所への物品の持ち込み又は履行場所からの物品の持ち出しをさせてはならない。

(8)契約書別紙の個人情報の取扱いに関する特記事項に規定する事項を遵守するものとする。

○本事業でクラウドサービスを利用する場合の特記事項

(1)国際規格ISO／IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証の取得又は同等程度の水準を備えていること。

(2)日本の裁判管轄、法令が適用されること。海外への機密情報の流出リスクを考慮し、クラウドサービスを提供するリージョン(国・地域)を国内に指定すること。国内のクラウドサービスにおいて、利用者のデータが、海外に保存されないこと。

(3)クラウドサービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制について、公開資料や監査報告書(又は内部監査報告書・事業者の報告資料)の内容を確認する。

(4)クラウドサービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、利用者の意図しない変更が加えられないための管理体制について、公開資料や監査報告書(又は内部監査報告書・事業者の報告資料)の内容を確認する。

(5)クラウドサービスを利用した情報システムの導入・構築時のセキュリティ対策

- ・不正なアクセスを防止するためのアイデンティティ管理(ID のプロビジョニングから廃棄まで)とアクセス制御を実装すること。

- ・システム管理者等の特権アカウントがクラウドサービスに接続する際は、強化された認証技術(多要素認証等)を用いること。

- ・クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに影響を与える操作の特定と誤操作を抑制するために、手順書の作成や誤操作を認識可能なアラート等の実装を考慮すること。

- ・クラウドサービス上で構成される仮想マシンに対して、適切なセキュリティ対策を行うこと。

- ・クラウドサービスの企画、要件の確認の段階から想定される脅威やリスクに対するセキュリティ対策を検討し、その検討結果を踏まえ、設計・開発におけるセキュリティ対策を行うこと。また、クラウドサービスで取得可能なログの種類、範囲等を確認し、必要となるログの取得機能を実装すること。

- ・クラウドサービス内における取得するログの時刻、タイムゾーンを統一すること。

- ・設計・設定時の誤りの防止の対応として、設計書や設定のレビューやクラウドサービスのフレームワークとの比較などを行うこと。
- ・セキュリティを保つための開発手順やフレームワーク等の情報を活用すること。
- ・クラウドサービス上に他ベンダが提供するソフトウェア等を導入する場合のそのソフトウェアのクラウドサービス上におけるライセンス規定を委託者に報告すること。
- ・クラウドサービス上に構成された情報システムと他のクラウドサービス利用者のネットワークやサブネット間等の異なるネットワーク間の通信(トラフィック)を監視すること。
- ・利用するクラウドサービス上の情報システムが利用するデータ容量や稼働性能(移植容易性)について、クラウドサービスの利用業務が継続できるよう考慮すること。
- ・クラウドサービスの利用に係る可用性(冗長構成や冗長回線等の実装)を考慮した設計とすること。

(6)クラウドサービスを利用した情報システムの利用終了時のセキュリティ対策

- ・データの暗号化処理で使用した暗号鍵を削除するなどにより、暗号化したデータを復元困難な状態とすること。鍵のバックアップがある場合は、それも消去すること。

9 指定納付受託者に関する事項

指定納付受託者の名称等の変更に関する事項

指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、書面によりその旨を本市へ通知すること。

指定納付受託者の帳簿保存等の義務に関する事項

- (1)指定納付受託者は、地方自治法第231条の2の6第1項に定める帳簿として、本納付事務に関する事項についてデータ管理し、これを保存すること。
- (2)本市は、指定納付受託者制度の適正な運用のため必要があると認められるときは、その必要な限度で、指定納付受託者に対し、報告をさせることができることとする。
- (3)本市は、指定納付受託者制度の適正な運用のため必要があると認められるときは、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類等その他必要な物件を検査、又は関係者に質問することができることとする。

指定納付受託者の取り消し事項

本市は、指定納付受託者が地方自治法第231条の2の7の各号に該当する場合は、指定を取り消すことができる。

10 留意事項

- (1)本業務仕様書に示すほか、業務契約書の記載事項を確認すること。
- (2)本仕様書に記述がない事項は、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。

(3)本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。

(4)受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。年度途中で体制の強化が必要であれば、適宜、人員の補充等を行うこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。

(5)受託者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を無償で譲渡するものとする。

(6)受託者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。

(7)本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。

(8)受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(9)受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し(以下「再委託」という。)、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

(10)受託者は、公金収納に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令及び熊本市会計規則その他関係法令を遵守し、疑義がある場合は、委託者と協議のうえ、確認すること。

(11)委託期間終了後、当該運営業務の受託者が変更になった場合は、適切に引き継ぎを行うこと。